

八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、八戸圏域連携中枢都市圏内の対象市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村）が、対象市町村内企業の海外市場での取引拡大を通じ、地域経済の活性化を図るため、対象市町村内企業の海外販路拡大事業に要する経費について補助金を交付する八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金制度（以下「本制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2 八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、海外との取引又は海外販路の開拓に資するセミナーや商談会等への参加を通じて、既に海外販路の開拓に着手している者、又は海外販路の開拓について、具体的な実施計画のある者とする。ただし、第3第1項第1号の参加型事業の適用を受けようとする場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者又は一般財団法人のうち対象市町村内に本社を有する者に限る。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助事業者としない。
- (1) 直近3か年において納付すべき法人市町村民税、市町村県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納している者
 - (2) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3項に規定する排除措置対象者
 - (3) 過去1年以内に、罰金刑以上の刑に処せられたことがある者（法人にあっては、当該法人又は代表者等）

(補助事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象年度中に、海外販路の拡大を目的として実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 参加型事業 次のいずれかに該当する事業（補助事業者が複数の企業の商品で事業を実施する場合は、当該商品を生産又は製造する企業のうち半数以上の企業が対象市町村内に事業所を有する場合に実施する事業に限る。）
 - ア 第三者が開催する海外での商談会・見本市への出展
 - イ 第三者が開催する海外の店舗等での販売促進・プロモーションへの参加
 - ウ 第三者が開催する国内での商談会・見本市への出展（主に海外販路の拡大を目的とし、八戸市の主催により参加する場合に限る）
 - エ 取引商社等と共同で実施する現地営業活動
- (2) 主催型事業 次のいずれかに該当する事業（実施事業に参加する企業のうち半数以上の企業が対象市町村内に事業所を有する場合に実施する事業に限る。）
 - ア 企業を対象とし、海外取引の成立を目的とした国内外での商談会・見本市への合同出展等の実施
 - イ 企業を対象とした海外の店舗等での販売促進・プロモーション等の開催

2 次の各号のいずれかに該当する事業については、補助事業としない。

(1) 国、他の地方公共団体、公益法人、その他の法人、団体等から他の補助金又は交付金等を受給して実施する事業

(2) 直近3か年（対象年度を含まない）において同一国又は地域（香港特別行政区（香港）等。以下同じ）で継続的に実施している事業。ただし、対象年度において、新規性又は拡大性が認められる場合はこの限りでない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定める経費及び金額とする。

（補助金の交付回数の限度）

第5 補助事業者が1対象年度において補助金の交付を受けることができる回数は、第3第1項各号に掲げる事業のうち、いずれか1事業につき1回を限度とする。ただし、八戸市主催事業に参加する場合は、この限りでない。

2 補助金の交付回数の限度は、前項の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3第1項第1号ア及びイ並びに同項第2号に掲げる事業について補助金の交付を受ける場合は、事業ごとに1国（地域）につき3回を限度とする。ただし、八戸市主催事業に参加する場合は、この限りでない。

(2) 第3第1項第1号エに掲げる事業について補助金の交付を受ける場合は、1国（地域）につき1回を限度とする。

(3) 前2号の場合において、補助事業者が対象年度の前年度以前に、八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金制度実施要領に基づく八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金又は八戸市海外販路拡大支援事業補助金制度実施要領に基づく八戸市海外販路拡大支援事業補助金の交付を受けたときは、対象年度に交付を受ける事業と同一の事業に対して交付を受けた回数を通算するものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による取引縮小に伴う、海外企業との関係性の希薄化に対応する目的で、通算交付回数の要件撤廃を行った令和4年度及び令和5年度については、通算回数より除く。

（補助金の交付）

第6 補助金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金の交付に関し必要な事項は、毎年度予算に応じて市長が別に定める。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年5月22日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年6月30日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月28日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月18日から実施する。

別表（第4関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
1 参加型事業	(1) 会場借上費 (2) 会場設営費 (3) 通訳費 (4) 渡航費・宿泊費（※1・※2） (5) 輸送費 (6) 機械器具借上費 (7) 光熱水費 (8) 翻訳費 (9) 印刷費 (10) 原産地証明・各種検査の取得に関わる申請・出願手数料	補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は300千円のいずれか低い額以内の額（千円未満は切り捨て） ただし、現地営業活動のみを実施する場合は、補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は200千円のいずれか低い額以内の額（千円未満は切り捨て） また、補助事業者が複数の企業の商品で事業を実施する場合は、当該商品を生産又は製造する企業のうち、対象市町村内の企業数の割合により按分して補助対象経費を算出する。
2 主催型事業	(1) 会場借上費 (2) 会場設営費 (3) 通訳費 (4) 渡航費・宿泊費（※1・※2） (5) 輸送費 (6) 機械器具借上費 (7) 光熱水費 (8) 翻訳費 (9) 印刷費 (10) 広告宣伝費 (11) 車両借上費 (12) 委託費（※3） (13) 企画料	補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は1,000千円のいずれか低い額以内の額（千円未満は切り捨て） ただし、実施事業に参加する企業のうち、対象市町村内の企業数の割合により按分して補助対象経費を算出する。

※1 渡航費・宿泊費の補助対象経費及びその上限は、次のとおりとする。

ア 参加型事業及び国外で開催する主催型事業については、補助事業者が国外に渡航する際に要する費用を補助対象経費とし、1補助事業につき1人分の費用を上限とする。

イ 国内で開催する主催型事業については、補助事業者が招聘する商社等が国内に渡航する際に要する費用を補助対象経費とし、1招聘商社等につき1人分の費用を上限とする。

※2 渡航費は、ビジネスクラス等の上級運賃、グリーン車等の特別車両運賃により移動する場合は、当該上級運賃を利用している区間につき、運賃全体を補助対象外とする。また、宿泊日数は、商談会・見本市・店舗等での販売促進活動等の開催日（主催者からの指示等による会場設営等の準備に要する日数を含む。ただし、準備に要する日数は1日を上限とする。）に1を加えた日数を上限とする。

※3 委託費は、委託費を除いた補助対象経費総額の2分の1を上限とする。